

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「発展と持続」を社是に掲げ、持続的発展と企業価値向上を使命としています。その実現には事業を通じた社会要請への対応・貢献が重要と認識しており、コーポレート・ガバナンスをその使命を果たすための重要な仕組みとして位置付け、強化に取り組んでおります。具体的には取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。さらに、具体的な指針「CMKグループ行動宣言」により、全役職員のコンプライアンス意識の向上を積極的に図り、社会からの信頼性確保に努めております。

情報開示と透明性については、常に株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示に努めるとともに、適時適切な情報公開により、経営の透明性を高めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬、自社株報酬】

報酬制度の設計や報酬額については、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名と社内取締役2名で構成する指名・報酬諮問委員会における諮問を経て、取締役会にて決定します。中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定した報酬制度の導入を検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有に関し、グローバル規模での競争に勝ち抜き、今後も持続的に成長していく為、事業の関係強化を図ることが必要と考えています。あらゆるステークホルダーとの信頼関係を保ちつつ、取引先との関係強化の観点から中長期的な視点で当社に経済的価値をもたらす、という合理性のある銘柄を総合的に勘案し、必要かつ適切だと判断した場合にのみ保有することを基本方針としています。

保有する取引先の株式については、全銘柄につき半期ごとに取締役会においてその保有目的の適切性・合理性（便益・リスクが資本コストに見合うか）などを精査し、保有の適否を検証します。結果に基づき、当社の保有目的に合致しなくなった株式は、売却等により縮減を図ります。

議決権行使に関しては、当該投資先企業において、短期的な株主利益のみ追求するのではなく、中長期的な企業価値向上に資するかどうか、企業価値を毀損させることがないかを判断したうえで適切に議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会規程において取締役の競業取引及び当社と取締役との取引については、法令に従い、取締役会の承認を要することと規定しており、また、その結果を取締役に報告することとしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の積立金の運用は、豊富な専門知識を有する運用機関に委託するとともに、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、積立金の適切な運用環境の整備に努めています。なお、当該担当者には、年金業務に必要な知識を習得させるため、教育や研修、セミナーに出席させるなど、その育成に努めています。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を实践するため、法令に基づく開示情報以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報については、当社ホームページ等により積極的に開示を行っています。

(1) 経営理念や経営戦略を当社ホームページ、決算説明資料にて開示しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬決定に関する方針はコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

(4) 取締役候補については、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者であることを指名に当たっての方針とし、独立社外取締役2名と社内取締役2名で構成する指名・報酬諮問委員会（独立社外取締役が委員長）における答申を受け、取締役会にて決定します。監査役候補については、必要な能力、経験、人格等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定します。経営陣幹部については、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する者を取締役に決定します。なお、経営陣幹部を解任すべき事情が生じた場合には、取締役会にて審議のうえ、解任を決定します。

(5) 取締役・監査役の個々の選任理由を株主総会参考書類に記載しています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐一監督しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、稟議規程等社内規程に基づき、取締役会の専決事項以外の業務執行権限については、代表取締役から執行役員までを含む経営陣に委任し、迅速かつ合理的に機能させ、権限と責任を明確にしています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、豊富な経験、高い見識等総合的に判断し候補者を選定しています。

[補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

取締役候補については、各職務領域をカバーできるバランスを確保しつつ、取締役会全体としての知識・経験・能力及び多様性を重視し、独立社外取締役2名と社内取締役2名で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を受け、最終的に取締役会にて決定します。

[補充原則4-11-2 役員の兼任状況]

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて毎年開示しています。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示]

取締役会の実効性を評価するため、全ての取締役及び監査役を対象にアンケートを実施し、取締役会の構成、運営、情報提供等についての意見をまとめ分析しました。この結果、取締役会全体の実効性は概ね確保されていると評価されましたが、今後も取締役会の実効性の向上と継続的な改善に取り組んでまいります。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング]

当社では社外役員就任時、会社の状況把握のためのオリエンテーションを行っています。取締役会出席メンバーを対象としたガバナンスとコンプライアンスに重点を置く研修会を、原則年1回開催しています。また、役員がコンプライアンスを含め必要とされる外部の研修に参加する場合には、その費用を負担しています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組に関する方針は、以下のとおりです。

- (1) 株主との対話は、代表取締役社長が統括します。
- (2) 経理部をIR担当部門とし、社内の各関連部門と積極的に連携し必要な情報共有を図り対応しております。具体的には、株主総会、当社ホームページにおける会社関連情報開示及び意見投稿機会を確保しております。
- (3) アナリスト・機関投資家向けには、年2回決算・中間決算発表後に、決算説明会を開催し、中期経営計画の進捗、過年度の業績・事業活動と新年度計画など代表取締役による具体的な説明を行っております。また、年4回四半期決算発表後に、アナリスト・機関投資家とのスモールミーティングも開催し、株主との建設的な対話に努めております。
- (4) 株主との対話において把握された意見は、経営陣に対し適宜フィードバックしています。
- (5) 決算発表前の期間は、サイレント期間を設け、投資家との対話を制限しています。社内においてはインサイダー取引防止規程を設け、内容を周知し厳格に運用しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社キョウデンエリアネット	4,638,400	7.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,953,300	6.68
中山 高広	2,975,590	5.03
株式会社みずほ銀行	2,576,548	4.35
一般財団法人電子回路基板技術振興財団	2,500,000	4.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,275,600	3.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,040,900	3.45
第一生命保険株式会社	1,895,000	3.20
中山 明治	1,891,092	3.19
橋本 浩	1,890,000	3.19

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

[大株主の状況] は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
また、当社は自己株式3,864,028株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
右京 強	学者											
佐藤 りか	弁護士											
海藤 満	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
右京 強	○	----	右京 強氏は、大学教授として培われた専門的な知識・経験等を有しており、当社の経営に有益な助言と独立した立場から監督を行っていただくために社外取締役として選任しております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大高 由紀夫		大高由紀夫氏は、当社の主要な取引金融機関である株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）に2008年4月まで勤務しておりました。同行と当社との間には、資金借入等の取引がありますが、当社は複数の金融機関と取引があり、同行からの借入額は他行と比較して突出してはおりません。	大高由紀夫氏は、金融機関及び事業会社で培われた知識・経験等と幅広い知見を有しており、客観的・中立的立場から当社の監査体制強化に尽力いただくことを目的に社外監査役として選任しております。
押味 由佳子	○	押味由佳子氏は、2014年8月まで長島・大野・常松法律事務所に所属しておりました。当社は同事務所から法律面での助言を受けておりますが、当社が支払う報酬額は、当社の連結売上高および同事務所の年間取引高のいずれに対しても1%未満であり特別の利害関係はありません。	押味由佳子氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、客観的・中立的立場から当社の監査体制強化に尽力いただくことを目的に社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬の透明性と公平性の確保並びに役員の業績向上への意欲を高めて、中長期的な企業価値向上に資することを目的に、業績連動報酬を導入しております。具体的な内容は「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期に係る、当社の取締役及び監査役の報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役 9名 111百万円 (うち社外取締役 3名 17百万円)
監査役 5名 22百万円 (うち社外監査役 3名 6百万円)

**報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位および職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した現金報酬とし、直近3年間の連結経常利益の平均額に一定の率を乗じて算出された額を原資とし、月例の固定報酬とあわせて支給するものとする。非金銭報酬については、株式報酬制度の導入について継続検討する。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、当社の経営状況や他社水準を踏まえ、当社の報酬体系が企業価値の持続的な向上のための適切なインセンティブとして機能するように決定するものとする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長に対し、その具体的内容の決定について委任するものとする。代表取締役社長は、本方針に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議とその同意を得たうえで、取締役の個人別の報酬額を決定するものとする。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会事務局である総務部及び法務部が連絡窓口その他のサポートを行っております。会社情報の提供と各種問い合わせに対応するとともに、取締役会の開催前日までに取締役会資料を提供しています。また、監査役会を支える組織として業務執行から独立した監査役室を新設し、社外監査役のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会は、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。なお、当社では、2002年4月1日より執行役員制度を導入し、経営上の重要な意思決定と業務執行について、迅速かつ合理的に機能させ、権限と責任を明確にしております。また、経営の機動性と柔軟性の向上、事業年度ごとの経営責任の明確化を図るために、取締役任期を1年にしております。
- ・代表取締役社長は、取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を踏まえ、各執行役員の執行責任を統括しております。
- ・当社は、社外取締役3名と社外監査役2名を選任しております。社外取締役3名は客観的で中立的な視点から取締役会における意思決定を監視し、業務執行を監督しています。社外監査役2名は取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取し意見を述べるとともに、取締役の職務の遂行について適法性の観点から監査を行っております。この社外取締役の監督と社外監査役の監査により、継続的な社外からのチェックを受けており、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えております。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門及び内部統制部門との相互連携も図られていることから、十分な執行・監督体制が構築されているものと考えております。
- ・会計監査人の新宿監査法人からは、会計監査を通じて、業務上の改善につながる提案を受けております。なお、2020年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新宿監査法人の指定社員・業務執行社員 壬生米秋氏、指定社員・業務執行社員 末益弘幸氏であります。
- ・2018年11月に任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名ならびに報酬等の決定プロセスの客観性及び透明性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、事業内容、規模等を総合的に勘案し、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主さまが早期に招集通知の内容を確認できるよう、早期発送に努めております。なお、発送日前に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	招集通知発送前に、東京証券取引所及びホームページに掲載しております。 株主さまにとって分かりやすい定時株主総会の運営(報告事項のビジュアル化 など)に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに過年度の業績・事業活動と、新年度計画の具体的な説明を行い、正当な評価をいただけるよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、株主総会招集通知、株主向け報告書等を英語版も含め開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、経理部が主管でその業務を担当し、担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「基本理念」及び「CMKグループ行動宣言」を制定し、全ての役員・従業員にコンプライアンスに対する意識付けを行うとともに、各ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念を制定し、全ての役員・従業員に、地球環境保全の意識付けを行うとともに、新たに社内体制を整備し、ステークホルダーの立場の尊重を意識した活動を全社レベルで展開し、その内容をCMKレポートとして発表するなど、当活動のさらなる充実を図っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
内部統制システムに関する基本方針

当社は、内部統制システムに関する基本方針を下記のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの役職員は、当社のコンプライアンスに対する基本姿勢を明示した「CMKグループ行動宣言」に則りその職務を遂行することで、法令・定款および社会規範を遵守し、コンプライアンス体制の強化に努める。
 - (2) 取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営監視機能の充実に図る。
 - (3) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）については、社内規程に従い関係部署等において適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
企業を取り巻くあらゆるリスクに対処するため、全社横断的なリスク管理体制を整備するとともに全社方針に基づきリスクマネジメントの強化を図る。
「内部統制委員会」において、リスクの把握・評価、およびコントロール、リスク管理計画の検証等、リスクの未然防止システムの整備・強化を図るとともに、リスク発生時には「危機管理委員会」において発生リスクへの迅速且つ適切な対応を行うことにより、全社リスクマネジメント強化に努める。
「内部統制委員会」と代表取締役の間の直接の指示・報告を定期的に行なうことにより、内部統制システムの実効性を一層高める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役員制度を導入することにより、取締役による意思決定を効率的に行う。企業を取り巻く環境変化を捉え、状況に即した組織体制を整備するとともに、社内規程を整備し各役職者の権限および責任の明確化を図る。事業・統括部門ごとに改善活動を行い、効率性を阻害する要因の発見とその対策を継続的に実施し、全社的な業務の効率化を推進する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の自主運営を尊重しつつ、事業内容の定期報告をはじめ重要案件については事前協議を旨とするなど、子会社の経営管理および経営指導を行う。また損益に影響を及ぼす重大案件については当社取締役会の承認を受けるものとする。必要に応じて当社役職員を子会社の取締役および監査役として派遣し、業務の適性の確保に努める。
 - (2) 当社グループのリスク管理規則類に則り、「内部統制委員会」が当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題および対応策を審議する。
当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には「危機管理委員会」を中心に当社グループの事業継続に支障がでないよう対処する。
 - (3) 連結ベースでの中期経営計画を策定し当該計画を具現化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定め実績を管理し、当社グループ各社と共有する。
 - (4) 「経営理念」に基づく「CMKグループ行動宣言」を当社グループの役職員に周知徹底するため、研修や啓発活動などの継続的な取り組みによりコンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、これらを各現場へ浸透させるため、グループ内にコンプライアンス担当者を置く。
内部監査部門は子会社の状況を監査し、改善に向けた指導、助言を行う。
 - (5) 監査役および外部の弁護士事務所を相談窓口とする「内部通報制度」を海外を含めたグループ全社に展開し、コンプライアンス違反の発見と再発防止を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役による監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。同使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。
7. 前項にいう使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役からの独立性を確保するため、同使用人の考課・異動等人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得た上で決定する。
8. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制
 - (1) 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席し、重要な経営情報、リスク情報について適時、報告を求める。重要な会議の議事録、稟議書等は常時監査役の閲覧を可能とする。
 - (2) 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - (3) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (4) 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに所管部門へ報告する他、「内部通報制度」等の仕組みを利用して直接監査役に通報する。
9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は「内部通報制度」による報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として当該通報者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止し、これを当社グループの役職員に周知徹底する。
10. 監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役がその職務の執行について法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と適宜情報交換や意見交換等を十分に行える機会を確保し、当社グループにとって相応しい内部統制システムの充実に努める。
- (2) 監査役の職務遂行にあたっては、監査役の判断により、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図る機会を確保する。

整備状況

内部統制システムにつきましては、内部統制に関する基本方針のもと、「内部統制委員会」を常設し、継続的な活動を通じ潜在リスクの把握と未然防止システムの強化を図ることに加え、業務監査として、内部監査室が毎期初作成する監査計画書に基づき、監査役及び会計監査人との連絡を密にし、計画的に実施するとともに、監査結果を経営トップに報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させる等、実効性の高い監査体制を整え強化を図っております。

リスク管理体制につきましては、事業を取り巻くあらゆるリスクを対象として、リスク管理業務をより充実させていくために、「内部統制委員会」を設けております。「内部統制委員会」では、リスクの未然防止の仕組みを内部統制システムに組み込みながら、リスクマネジメントのさらなる向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除につきましては、「CMKグループ行動宣言」において、全ての役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守し、その職務を遂行することを明記し、反社会的勢力、団体との関係を一切持たないという強い意志のもと、断固たる態度で遮断・排除することとしております。その整備状況につきましては、反社会的勢力に関する対応を統括する部署を定め、社内関係部門との協力体制を整備し被害防止の対策を行っており、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業との情報交換等、外部専門機関との協力体制も整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の状況

当社は、投資家及び市場参加者に対し、会社情報の適時・適切な開示を実行するために、金融商品取引法をはじめとする法令等及び東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、開示が必要な重要情報並びに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、以下の社内体制にて適時・適切な開示活動に努めております。

1. 適時開示における社内体制

重要な会社情報は、情報発信部門より担当責任部門を経由しIR情報開示担当部門に集約され、情報の一元管理を行い会社情報の統制を図っております。IR情報開示担当部門は、入手した情報の事実確認を行い、個別の案件ごとに適時開示規則に基づいて開示の要否を検討し、開示が必要と判断した重要な会社情報につきましては代表者への最終確認を行った上で、遅滞無く適時開示を行っております。

2. 情報管理の取組み

情報開示における社内管理体制の取組みとしては、内部監査部門において定期的な内部実査を実施し、会計監査人による決算監査等と連携を深めて取り組んでおります。また、東京証券取引所及びその他の関係当局からの指導や制度改定等に伴う社内での取組みにつきましては、IR情報開示担当部門が主体となり、担当責任部門と情報の交換を行い、法的な面においては法務部門に確認を行うなど、常に最新の情報について共通認識を図り、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人等の指導を仰ぎながら、取り組んでおります。

